

## 社会調査に見る児童福祉の歴史

山田美津子・阿部 祥子・大島 道子・小沼 肇・月田 みづえ・  
田中利則

### 1、研究目的

児童福祉法が制定されて半世紀を経た今日、子どもの暮らしは社会の変化に応じて豊かになっているであろうか。子供の身体異常、いじめ、校内暴力、家庭内暴力、不登校、親による虐待、はては薬物乱用や殺人と、子どもをめぐる問題は、ますます深刻になっているかに思える。そうしたなかで 2002 年 4 月「学校 5 日制」がスタートし、子どもの暮らしは家庭・学校・地域のそれぞれの役割と相互関係が求められるように変化することが予想される。

本研究は、以上の状況を踏まえ、戦後から今日までの子どもの暮らしの、史資料を基に整理し、子どもの置かれている状況や問題を把握しようとするものである。その上で、社会福祉分野から、未来の大人である子どもに向けた制度や社会資源、サービスなどの整備のあり方を模索・提案することを目的としている。今年度は、第二次大戦直前から児童福祉法が制定されるまでの 3 年間（1945 年から 1947 年）について研究を行った。

### 2、研究方法

第二次大戦後、わが国は児童に関して児童福祉法、学校教育法を制定し、未来の国家を担う児童福祉と教育の問題に着手した。竹の子生活といわれる国民生活の社会・経済状況下、“浮浪児狩り”といわれた、巷にあふれる戦災孤児たちの保護が再優先の児童福祉の課題であった。

そこで、第二次大戦の直前から、児童福祉法の制定に至る 3 年間について、史資料として朝日新聞の縮刷版をつぶさに当たるといふ研究手法の開拓を試みた。

### 3、結果の概要

（1）1945（昭和 20）年

戦況が非常に悪化した 1945 年については、児童に関する記事も、ほとんどが学童疎開、勤労学徒、特攻隊、銃後の守り、食料がらみなど、戦争につながる記事であった。

特に、児童には大きな影響を与えたと思われる学童疎開が、「学童の集団疎開 - もう 1 年延長 -」（1 月 13 日）「学童疎開を徹底強化 - 主要都市は授業停止」（3 月 15 日）など、強力に進められている。

また、「疎开学童へ新春の贈物 - 先生の数に 2 倍に -」（1 月 7 日）「 - 落ち着いた勉強には - 何より学童疎開」（3 月 2 日）「残留学童達に訓育 - 数隣組ごとに収容して授業 -」（4 月 19 日）など、教育をしなければならないとする基本的な強い意識が感じられる見

出しが躍っているものの、内容を読むと勤労を授業と位置づけたり、戦争に対する意識を鼓舞するための授業がほとんどで、教養を身につけるためなどのいわゆる一般的な教育がほとんど行われていなかったことがわかる。さらに、3月頃になると「学徒総動員」全国、授業を停止 - 向う1ヶ月間増産へ、防衛へ - (3月19日)など、授業の継続もままならない状況になっている。

なお、「職場転換も考慮 - 中等校附設課程の具体案 - 」(2月2日)など、さまざまな機会に勤労などを「教育」と位置づけるための方便が文部省の施策などとして示されているが、勤労などを教育としていることを正当化することにやっきになっていたことがうかがえる。

その中であって、1945年の最初の頃は、「三箇月の仕上げ教育 - 理科最高学年生」「工場から引揚げ - 」(1月17日)など、理科系の授業を重要視したり理科系に進む学生を何とか育てようとしている。

さらに、終戦までの1ヶ月余りになっても、報道は「授業は断然続ける」(7月14日)「地下教室でヨイコが勉強」(8月9日)など、教育を位置づけたり、戦地と化した都市部から児童を疎開させる姿として「もっと安全地帯へ 面会は困難」(7月15日)「太った疎开学童」(8月2日)「次代背負う子ら 疎开学園の姿」(8月14日)など、戦争終結間近であるにもかかわらず、児童が置かれている悲観的な状況を伝えていない。

しかし、現実には当時6大都府県の主食配給は1割減の2合1勺となり、ヘビ・カエル・ネズミさえもタンパク源として食用にし、人間の小便から塩を調達する方法が紹介される(京都新聞・20年7月7日付)など、極度に乏しい状態であった。親子兄弟が離ればなれに都市部と農村部に分散し、空襲による被害を少なくすることを目指す疎開であったが、疎開先は必ずしも、食料が豊富で安全が保証されてはいなかった\*。

こうした中で、社説「学童を守れ」(7月1日)は、近く発表される戦災孤児の保護育成に関する実施要項を踏まえ、国家が責任を持って育成する建前の趣旨に賛同している。また、本土決戦が展開される時でも、ますます国家を背負う力の基礎堅めとして、学童・幼児の援護を積極的に行うべきとしている。学童疎開が物的面からみて準備不足であったが故に学童疎開の再検討が必要である、などを説いている。

「戦災孤児に救いの手」(7月10日)では、恩賜財団「戦災援護会」が戦災者や戦災孤児などの援護のために、全国各地に保護施設網を確立していくとし、学齢以下の戦災孤児50名収容できる「子供の寮」を開設し、学童孤児については対策を厚生省が考究中であり、直営の集団育英施設を栃木県に設立する準備をしている、と報じている。

8月6日広島市に原子爆弾が投下されたが、その4日後の10日に、広島市内の比治山国民学校に戦災孤児収容保育所(翌年2月10日広島戦災孤児育成所となる)が設置されている。

いずれにしろ、社会が戦争一色の中、児童も戦争に組み込まれ翻弄されていたことが読み取れた。

そして8月15日の敗戦以後である。終戦を灯火管制が解除され、夜も電気をつけられることで実感した、という声をよく耳にするが、暮らしそのものは、どんな状況でも、断絶されるではなく、継続している。食糧事情は終戦前とほとんど変わらず、「乏しき食糧

を覚悟 整然たる供出 忍べ節食」(8月15日)の状況であり、栄養失調症の撃退策として柿沼博士が「こほろぎ、ばったも粉食にして配給」(11月2日)を提案している程である。報道でも「低下した体力 新たな健康管理」(9月22日)の必要性が報じられ、投稿欄には「乳児を救え 子どもに砂糖を」(10月20日)の記事がある。全国の子供らは皆飢えており、特に乳のない子、足りない子にミルクを、また糖分補給と菓子の味を知らない子どもに、せめて月20匁の砂糖の配給をしてほしいと、投稿している。実際に12月6日には「乳なき母親へ 牛乳の新(愛育乳)切符」発行し、牛乳または乳製品を入手できる仕組みを確実に手に入れられる仕組みがスタートすることを報じている。

また、食糧事情が比較的良好と思われる岩手県盛岡にあっても、「学童の弁当難から午後の授業中止」(10月23日)の状況であり、学生も「復学拒む宿舍と食糧難」(10月30日)の中にあつた。11月18日には「始まっている 死の行進 餓死はすでに全国の街に」とあり、上野駅での多い日に6人の餓死者の他、仙台・大阪・福岡など全国の状況を報じている。戦争が終わっても、食糧事情をはじめとする生活は、戦前の延長線上にあつたといえよう。そうした中で、土地を持たない多くの都市生活者は、手持ちの晴れ着・袴・コートなど農家や闇市で食料に換えるタケノコ生活をしていた。11月には「各校毎に最大の食糧補給を 文部省の臨時措置決まる」や「”応用食糧子ども会”開催」(11月12日)「全国の学校に”中食用農園”」(12月29日)など、学校を核とした食糧対策が報じられている。

教育関係を見ると、終戦2週間後の8月29日には既に「国民学校も大学も授業」再開され、「学窓へ戻った乙女 燃える向学の瞳」と「勉強しましせう、つよい女性になりませう」の合い言葉で、学校工場で3人掛けで学ぶ国民学校の女子生徒の姿を写真入りで紹介している。「嬉しいな学校へ通える(写真)」姿も報じられている。また、新しく教科書を改訂するには時間が掛かることから、戦前の教科書を使用するが、不適切な箇所や取り扱い上注意すべき教材の規範を決め、例えば「国語の 水兵の母 削除」(9月21日)となっている。「日本人の再教育、民主主義化に15年、米記者の報道」(9月26日)と、民主化には時間が掛かるとされ、「学校社会両教育局新設 文部省機構 根本的に刷新」「学園に信仰の自由、課外教育、儀式等を許可」(10月15日)「文相 新教育方針を開示」(10月16日)「正常教育再建、联合国側指令」(10月23日)「公民教育刷新委員会設置」「国史は教科書なし」(12月8日)「転換する学校体育」(11月7日)など、教育を通した民主主義化への取り組み、組織改編などが、着々と進められる様子がわかる。年末には、声欄に「中学生の抗議 勉強がしたい 僕らに運動場を」が投稿されている。育ち盛りの時期に戦争があり、まともに授業を受けてこなかったことからの発信であり、こうした投書が掲載されることも戦後だからこそ、といえよう。また、声欄に「無気力な優秀児」(12月3日)があり、「国民学校は、国家の方針を普及させ、教育に努め、学校長は当局の命のままに動くことに努力し、それが自己の職責に忠実であるとした。従って彼らには、自己の教育的反省はなく、命令なき限り教育は放置し、官僚化をきたした。以下省略」と、戦中の教育現場での優秀ということが、どんなことであつたか述べている。

学童疎開についてみると、「疎开学童へ 苦しみに打勝ち 今まで通り勉強」(8月15日)「学童は当分疎開地で教育」(8月17日)「もうひと辛抱 盛岡の疎开学童」(8月31日)などの記事がある。戦争が終わり両親の懐に帰れると胸をときめかしたのも束の間、

都内が落ち着くまでもうひと辛抱を言いわたされた学童が、麦刈り後の畑で祭りの太鼓の響きを背景に、遊技をしている姿を報じている。10月には、「疎開学童帰る」の報があり、疎開していた学童は、次第に親元に帰っている。

一方、戦災孤児・引き揚げ孤児・家出浮浪児が激増している状況にあって、「地方長官が親代わり 戦災孤児の保護育成」が報じられたのは、終戦後1ヶ月強を経た9月21日のことである。厚生省が「戦災孤児等保護対策要綱」案を出し、決定している。戦災孤児は、東京都983名を筆頭に、全国戦災都市で合わせると3500から3600名に達すると推定し、戦災孤児の保護は、将来独立生計を営むまで各地方長官の責任で行うとしている。具体的には、個人家庭への保護委託、養子縁組の斡旋、集団保護の方法を提案している。12月10日には「戦災孤児を救え」と、仏教関係による街頭募金の成果を報じられ、年も押し迫った12月20日東京の「戦災孤児128名」の氏名を公表している。また、戦後窃盗やスリが横行するが、「少年、米軍の倉庫へ侵入」(11月3日)「児童の窃盗団」(11月4日)「筆頭は少年追剥」(12月29日)のように、いけないこととはいえ、スリや窃盗をしても、たくましく精一杯生きる子どもの姿があった。終戦を迎えても、「捨子が増えた」(12月29日)状況の中、年末には「養育院満員 増えた捨子」とあり、浮浪児となって戦災孤児と同じ道を通ることもあった。また、上海からの第1船が、引揚げ家族を乗せ還ってきたことを報じる中で、外地では「畳1枚に3人暮らし」(12月10日)が続いているとしている。

## (2) 1946(昭和21)年

戦後の飢えと混乱の1946年は、3月に厚生省社会局に置かれた援護局が児童福祉を主管することになり、4月15日には浮浪児その他児童保護等の応急措置のが実施、9月には旧生活保護法の制定、日本社会事業学校開設、主要地方浮浪児等保護要綱の実施、そして11月3日には日本国憲法が公布された年である。

前年に引き続き食糧危機を報じる記事が目立つ。「中味は冷たい粥弁当」(1月13日)では、都内の全国民学校について昼食の一斉調査の結果を伝えている。それによると、対象児童は21万9,319名で、そのうち30%にあたる6万1,984名が弁当を持参を持参しておらず、家で食べるという帰宅した。弁当持参者は15万7,335名で71%であるが、食事の内容を見ると、6,361名がお粥や雑炊を持参しており、なかにはおかずの無いものもあった。さらに3万7,777名が甘藷などの代用食であった。

その後も「都の手持ち米4日分」(3月16日)「坊やのミルク赤信号」(4月3日)お米の顔と訣別 半月」(4月14日)「悲劇は“2合1勺”から 狂人や入院患者の死亡率増加」(5月11日)「米よこせ区民大会」(同)「近く『食糧非常時宣言』」(5月29日)と、食糧危機は続いた。このような日本の食糧事情をニューヨーク・タイムズ紙やBBC東京特派員は、本国に「依然として食糧難」(5月2日)「5月で払底 日本の食糧」(5月12日)と伝えている。このころからアメリカからの食糧援助が急速に増加した。それは「小麦粉第一船横浜に入港」(5月8日)「日本への食糧87万トン」(5月16日)「有難や小麦粉と米」(6月25日)「48万8千石 小麦や缶詰など」(7月4日)「チョコレート放出、(8月13日)などからわかる。秋の収穫後は、主食については「11月から2合5勺に」(9月4日)「16歳から25歳まで2合7勺に引上」(10月23日)「主食

来月から正常配給」(10月8日)となったが、依然として「カロリーなお不足 栄養確保に食生活の転換」(10月23日)という状況であった。

食糧難が学童に与えた影響として、「3度米食者は1割 49校学童の食事調べ」(5月21日)、「学童を再疎開」(6月1日)、「中学以上夏休み繰上げ」(6月5日)、「正月から学校給食」(12月10日)などの記事がみられる。

戦災孤児・浮浪児に関しては、前年の戦災孤児等保護対策要綱に基づく孤児対策は、政府が積極的に孤児の収容施設を大量に確保し、手厚く保護する対策ではなかったため、1946年4月現在で7,620人にすぎず、「逃げ出す戦災孤児」(4月19日)、「『愛』と『食』とに飢えて 収容所にいつかぬ 300余名」(同)などのように、収容した浮浪児が脱走を繰り返した。

1946年4月に出された「浮浪児その他の児童保護等の応急措置実施に関する件」は、浮浪児の取り締まりを強化したものである。その結果、「全国で浮浪児保護委員会や審問所も設置」(4月29日)によると、各道府県その他の地区に児童保護審問所を設け、街や駅などで警察官が発見した浮浪児を登録し、必要なときは児童保護所に引き渡す一方、各道府県に厚生、警察、教育関係者の有志で児童保護委員会をつくり、児童保護規則の管理、調査などを行うことが連合軍総司令部渉外局から発表された。

9月には、主要地方浮浪児等保護要綱が東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡の七大都府県知事に対し通達された。これに基づき七大都府県に児童保護所、一時保護所、児童鑑別所が国庫の補助により設置され始めた。

### (3) 1947(昭和22)年

1947年は児童福祉が大きな転換を迎えた年である。5月3日より新憲法が施行された。新憲法は国民に文化的な最低限度の生活を営む権利を保障しようとする基本的な方針の下に、社会福祉、社会保障、公衆衛生の増進と向上を規定した。この規定およびその規定の基礎となった福祉国家建設の理想が、その後のより適切な児童福祉行政および児童福祉法制定を導く要因となっている。

この時期、国民国民の生活は崩壊した国家が経験する多くの問題に直面している。

生活環境は極めて劣悪である。

治安は悪い。新聞を覗いてみると「着物をはがす女出没・学童や幼児専門」(6月18日 6月19日 6月22日 6月29日)「中学生が強盗遊び」(5月18日)「中学生が鉄棒でわたり合う」(7月4日)「組長女学生が罪に 不良が脅かされて仲間入り」(7月19日)などの記述があり、荒廃した社会の中で児童を巻き込む、あるいは児童が主犯となって引き起こした社会的事件に関する記事が多い。

乳幼児を遺棄する問題が多発している。これらに関する記事を紹介すると、「多くなったすて子」(2月8日)「新手の捨て子」(7月8日)などがある。加えて「新円階級へ」(8月25日)という記事では捨てられた乳幼児のほとんどが栄養不良であり、着衣も粗末な単衣しか身に付けていない場合が多く、しかも添え手紙さえも置かれていないと記述してある。国家の破綻は国民の人間性さえも喪失させる。

浮浪児に関する問題を取り扱った記事も少なくない。掲載記事を列記してみると、「孤児・松代大本営へ」(3月2日)「家出少年の救主・助けられた40人」(3月6日)「浮浪

児一掃へ盛り場の親分衆も協力」(3月27日)「浮浪児はなぜ増える」(5月21日)などがある。崩壊した国家に取り残された児童の「定め」はいつの時代も変わりはない。子どもは無慈悲に放置され、自ら生き抜く力をつけるしか、その歩むべき道はない。

児童に関する不慮の事故も多い。記事を例示すると、「野犬、子どもをかみ殺す」(7月3日)「電車にひかれ坊や即死」(7月7日)「危ない傷跡の爆弾いじり」(7.9)「幼児、都電で即死」(11月7日)などである。荒廃した社会の中で生き抜くのが精一杯の親は子どもの安全に目を配る余裕さえもない。

食料事情は極めて悪い。掲載された主な記事を概観してみると、衣類などとの物々交換に関する記事や闇市の方が繁盛しているエピソードなどが記載されている。経済流通は未だもって不安定である。正規の市場は未だに機能を回復できないままである。掲載記事を紹介すると、「山梨の学童から戦災・引揚者にオモチ贈る」(1月10日)「赤ちゃんへミルクと砂糖」(2月5日 2月11日 2月14日)「米の妊娠時特配」(3月28日)「乳児にキャンデ - 」(5月29日)「乳幼児にカンパン」(6月6日)「母乳の一斉検査、牛乳・砂糖配給適正」(6月26日)「赤ちゃんに砂糖ミルク」(7月23日)「乳幼児にお菓子特配」(9月16日)「米は18日分」(10月26日)などである。やはり国民生活の中で大きなウエイトを占めているのは食糧問題である。戦前戦後の長期食料不足の中で、児童の体位は確実に低下しており、学校給食への期待度は極めて高くなっている。参照記事を提示すると、「低下した学童の体位」(4月19日)「学校給食に脱脂ミルク」(8月19日)「学校給食 一部町村にも 回数と量も増える」(8月29日)「学校給食、週4回に」(10月25日)などがある。

児童の生活必需品に関する不足についての記述は少ない。しかし、掲載された記事を概観すると、「給食燃料にオガクズ」(1月19日)「春の衣料配布」(2月7日)「くつ、カバン配布」(2月18日)「紙不足の悲劇」(4月8日)「家庭は週2回停電へ」(6月29日)となっており、炊事をする熱量源や衣服など、日常生活に関する物品は満足できるものではない。

生活環境における衛生状況は悪い。その中で「小学校女生徒のシラミ掃除」(5月1日)「かつてない死亡率・20万人(結核)」(1月17日)などの実態があり、健康・衛生の向上は食糧問題、住居などの問題とともに、日本政府としては優先すべき課題である。

日本の児童の暮らしや民主的教育の推進についてアメリカの駐留軍総司令部や諸外国が果たした役割は大きい。総司令部を中心とした諸外国は、日本の将来を担う児童に対する民主的な教育と直接社会活動につながる教育を意図して具体的な指導や支援を実施している。これらに関する記事を例示すると、「フラナガン神父児童施設を語る」(5月16日)「フラナガン神父 - 都内の保護所を初視察」(5月21日)「フラナガン神父 - 家なし子の調査不十分」(5月22日)「美味しいかネ - : アメリカ合衆国食料調査団: 学校給食視察・ハリソン大佐」(2月7日)「米国から学童へ贈り物」(7月15日)などである。やはり破綻した国家の再構築を促すためには他国からの物心両面の支援と適切な指針が必要である。日本の政府や世論は、アメリカの駐留軍総司令部や諸外国から指導・支援を受ける形で子どもの教育の再構築に着手し始めている。関連記事を列記すると、「4月から4年生以上に口 - マ字実施」(1月10日)「6・3制実施閣議で結論を得ず」(1月11日)「中学生に文化教育」(1月25日)「女子にひらく高校の門」(2月16日)「通信教育6月から開く」(4

月 2 日)「男女混じって初の新制中学 - 面接式」(4 月 29 日)「盲垂児童にも 6・3 制」(9 月 14 日)などである。日本の民主教育の幕開けである。

地域の人たちの交流や文化面の復興も早い。これらに関する記事を紹介すると、「隣組、強制的な組織は不可 - 司令部」(3 月 29 日)とする一方で、日常の暮らし上の必要上隣組はつぶせぬという議論がなされている。また、「タコあげ大会」(1.22)「ボ - イ・スカウト復活」(4 月 8 日)「杉並を子供の町に」(5 月 1 日)「米児童画展講演会」(7 月 8 日)「子ども劇場のプロ」(7 月 17 日)「緑陰子ども会発会式」(7 月 20 日)などという記事が掲載されており、これらの取り組みが現在の育成会活動や地域のスポ - ツサ - クルなどを育てる芽を創出する糸口となっている。

社会福祉にかかわる記事も見受けられる。掲載記事に目を向けてみると、「地下大本営、孤児たちの家に」(2 月 16 日)「朝ぶろや子供専用車、児童福祉週間」(5 月 4 日)「母と子めぐり婦人議員と街頭座談会」(5 月 16 日)「全国孤児援護対策協議会」(5 月 16 日)「母乳の一斉検査、牛乳・砂糖配給適正」(6 月 26 日)「社説・社会事業と共同募金運動」(8 月 10 日)「相談所や遊園施設」(12 月 31 日)などの記述がみられ、社会環境が劣悪化した状況下でも児童の生活環境を少しでも改善して行こうという政府や社会の強い意志を感じる。

#### 4、まとめ

今回の朝日新聞の記事を活用した歴史研究作業は、当時の日本の社会状況について記述したものを概観したにすぎない。しかし、児童福祉法の成立当時の社会状況や児童や母子のおかれた劣悪な環境についてはおおよそ把握できるものであった。崩壊した国家の国民は惨めである。また、窮地に追い込まれた児童や母子には他国の多彩な人道的支援が必要である。その意味で、アメリカの駐留軍総司令部の(児童の福祉・教育制度の創出の)多大な尽力は歴史に刻まれるべき、優れた実践事項である。

また、児童福祉の歴史を辿る中で感じ取った(破綻した)社会制度を再構築することの大変さについて概観した経験は貴重である。「福祉教育を実践する際には、戦後から憲法成立、児童福祉法制定・公布までの過程を一行や二行あまりの内容で講義をすましてはならない。」というのが、研究を終えての教育者・研究者としての著者の意見である。なぜなら、1945 年から 1947 年までの 3 年間は、日本の社会保障や社会福祉、とりわけ児童福祉の基礎をつくった重要な時代だからである。当時の経験は我々国民が 2 度とできない、また、してはならない貴重な経験・実践の連続である。

以上、1945 年から 1947 年までの朝日新聞記事を概観する調査研究の報告としたい。なお、本稿は調査研究の一部を著したにすぎない。したがって、詳細な研究報告については後日、別稿において報告する予定である。

\* 「疎開 その屈辱と悲惨」『戦争中の暮らしの記録』暮らしの手帖編 pp.140 - 145  
平成 2 年 9 月